

令和7年1月1日 新年号

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第39号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



総会 ホテルメトロポリタンにて

目次

◇新年の御挨拶	相談役	横尾 和儀	2 P
◇新代表所信表明			3 P
	新総代表兼足利事務所所長	氏家 健二	
	新総代表兼銀座事務所所長	藤原 知実	
◇各事務所紹介			4 P
	浦安事務所所長	松本 康之	
	川崎事務所所長	五味 雅彦	
	小金井事務所所長	両角 直樹	
	立川事務所所長	榎本 修	
	さいたま事務所所長	村山 泉	
	所沢事務所所長	中西 聖治	
	熊谷事務所所長	斉藤今朝男	
	越谷事務所所長	横尾 雅也	
	厚木事務所所長	小川 正人	
	佐久事務所所長	井出 俊一	
◇税務特集			5 P
◇医業・飲食専門部紹介			6 P
◇新事務所紹介			7 P
◇事務所だよりコーナー／編集後記			8 P



新年の御挨拶

相談役 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様におかれましては御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、当事務所におきましては顧問先の皆様にどのような対応をさせていただくべきかの方針を決定する為、中期5ヶ年計画というものを立てて参りました。昨年で第4次5ヶ年計画が完了し、今年からは新たな5ヶ年計画を遂行して参ります。そして、これを機に私は代表を退任し、今後の事務所運営はツートップとし氏家と藤原の2人の代表に委ねることと致しました。

これまでの皆様の御厚情に感謝いたしますと共に引き続き御交誼を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。本年よりは相談役として事務所の後進の指導にあたり、貢献して参る所存です。

新潟市の出身である私は高校卒業とともに上京し、大学で法律を学ぶこととなったのですが、当初目指した司法試験の勉強もそっちのけで、サークルの詩吟研究部に没頭する有様でした。就職活動もせず、友人の勧めで小金井市にある会計事務所に就職したのがこの世界に入るきっかけでした。5年程受験し29歳で税理士になった後、勤務先の所長の応援もあり32歳で独立開業する運びとなりました。それから20年間小金井市において、横尾会計事務所として税務会計を通して顧問先の皆様のお役に立つべく努力して参りました。

そうした中で年に何回か顧問先から、決算申告が間近であるお客様の御紹介があり、会計事務所の変更される理由を尋ねると、税理士の方が急逝されたとのことでした。

当時、私も50歳近くとなっていましたので他人事ではなく、永続する顧問先のお手伝いをしていく為には個人の会計事務所では限界があり、税理士法

の改正もあって平成15年に税理士法人東京さくら会計事務所を設立致しました。

よく事務所名の由来を聞かれるのですが、税理士の会員章がさくらであり、又小金井市はさくらが有名なこと、そしてよく2代目と間違えられるのですが私の父は海上保安官として巡視船の船長をしていましたが、その船の名がさくらであったこともあり、東京さくら会計事務所と法人名を決め、願いが叶うように7月7日を設立日と致しました。

現在、税理士20数名を含め、職員140名ほどになりました。縁あってこの事務所の一員となってもらい、顧問先の為共に事務所に貢献してくれている職員全員に心から感謝しています。これからも皆で研鑽を積み、共に進んでいきたいと思います。

常日頃思っています。私のモットーでもあります。それは「思っただけじゃ必ず叶う」ということです。思わなければ、動かなければ何も叶いません。あるべき姿を思い、行動計画を实践し、思い描いた夢を実現させましょう。

この新しい年が皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。





新代表所信表明



足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町3-13
TEL: 0284-44-0535
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

銀座事務所



所長 藤原 知実
〒104-0061
東京都中央区銀座7-16-7
花蝶ビル2階
TEL: 03-5148-1050
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

新年明けましておめでとうございます。

顧問先の皆様におかれましては新春を清々しい気持ちでお迎えの事とお慶び申し上げます。

この度、横尾前総代表の勇退に伴い、藤原とともに総代表に就任させていただくこととなりました。弊所は平成15年7月に法人化しており、これは永続的にお客様を支援する立場として私どもも法人化し、代替わりで事務所名が変わってしまうことのないようにという思いが含まれておりました。この度実際にその時を迎え、私も藤原も重責を感じてはおりますが、お客様の永続的発展に寄与できるよう精一杯尽力する所存です。

現在、社会を取り巻く状況は目くるめく状況となっており、AIをはじめとするDX化の波も押し寄せてきております。私どもも積極的にDX化を進め、時代の流れを捉えながら今後も引き続きご満足いただけるサービスを提供できるよう全力で努めて参ります。顧問先の皆様におかれましては、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますよう心から祈念し、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、氏家とともに総代表に就任することとなりました。横尾会計事務所から続く当法人の伝統と信頼を守りつつ、新たな挑戦と革新を続け、顧問先の皆様のご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

現在、多くの業界において「人材不足」が深刻化しており、私どもの税理士業界においても例外ではございません。私たちはその現状に対して真摯に向き合い、顧問先の皆様へ安定したサービスをご提供し続けるために、法人全体の体制強化と業務の効率化を推進してまいります。何卒、これまで同様、変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとってご多幸の年となりますよう心から祈念して、新年の御挨拶と就任の御挨拶とさせていただきます。



各事務所紹介



浦安事務所



所長 松本 康之
〒279-0002
千葉県浦安市北栄1-3-58
ハーモニー
TEL: 047-352-1854
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

川崎事務所



所長 五味 雅彦
〒211-0004
神奈川県川崎市中原区新丸子東
2-905-8 MSビル
TEL: 044-435-8585
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

小金井事務所



所長 両角 直樹
〒184-0003
東京都小金井市緑町5-5-4
TEL: 042-385-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

立川事務所



所長 榎本 修
〒190-0014
東京都立川市緑町7-1
立飛ビル8号館
TEL: 042-540-3226
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL: 048-853-7900
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

所沢事務所



所長 中西 聖治
〒359-1111
埼玉県所沢市緑町1-17-19
北斗ビル
TEL: 04-2903-8663
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

熊谷事務所



所長 斉藤今朝男
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広3-12-10
T.Sビル
TEL: 048-528-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

越谷事務所



所長 横尾 雅也
〒343-0041
埼玉県越谷市千間台西2-6-13
TEL: 048-972-0202
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

厚木事務所



所長 小川 正人
〒243-0018
神奈川県厚木市中町3-3-9
厚木アーバンプラザ
TEL: 046-297-0055
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村海尻
2306-1
TEL: 0267-96-2403



税 務 特 集



賃上げ促進税制のパワーアップ

- ★ 昨年は全国で最低賃金の大幅な引き上げが行われました。テレビをつければコメンテーターがシタリ顔で賃上げの必要性を訴え、中には「最低賃金時給 1,500 円」などという景気の良い話も飛び交っております。テレビの視聴者のかなりの部分がサラリーマン・OL・アルバイト・パートなどの給与所得者なので彼らにおもねり耳当たりのいい話をされているのでしょう。
- ★ 確かに「物価上昇を上回る賃上げ」がなされないと庶民の生活は苦しいままで消費や経済は上向きません。とはいえ給与の支払者は官公庁や大企業ばかりではありません。労働者の大多数は中小企業に勤務しています。円安や資材高騰で苦しい思いをしている中小企業に賃上げを求められてもなかなか辛くてキビシイものがあります。(冒頭のコメンテーターなどは中小企業の現場など知る由もないでしょう)
- ★ そこで一定の中小企業者等や常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主の賃上げを税制面から応援する制度(「所得拡大促進税制」とも「賃上げ促進税制」とも通称されています)が従前からあり、使い勝手も以前よりかなり良くなってきているのですが、令和 6 年の税制改正(令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度・各年)においてさらなるパワーアップが行われました。
- ★ 従来は賃上げ率や賃上げ額に応じて法人税等・所得税等の一定額が税額控除されるというものであったところ、「ウチは赤字でそもそも法人税等・所得税等がゼロなのに税額控除と言われてもなあ」という中小企業の声に答えて最大 5 年間税額控除額を繰越できる制度が導入されました。(繰越税額控除を受ける年度・年において全雇用者の給与支給額が前事業年度・年より増加している、という要件があります)
- ★ 5 年間ずっと赤字、では何等のうま味もありますがそれでも中小企業に賃上げのインセンティブを与える改正と言えるでしょう。
ただし、当たり前ですが社長や役員の給与は対象外ですのでご承知置き願います。
- ★ さあ、賃上げ → 従業員のモチベーションUP → 賃上げ額以上の業績拡大を目指して行きましょう！
- ★ 賃上げ率や控除税額・適用要件等の詳細につきましては弊事務所の担当職員にご確認願います。



各専門部のご紹介



医業専門部

2024 年は医療、介護、障害福祉の各分野における報酬が同時に改定される「トリプル改定」となりました。これは6年に一度の珍しい機会ではありますが、各分野の報酬が一斉に見直されるため、関係者にとって非常に重要な一年となりました。

また2024年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を支払っていただく「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養」が始まりました。この制度により、患者はより多くの選択肢を持つことができますが、薬局や薬剤師には新たな説明が必要となりました。患者が安心して医薬品を選べるよう、しっかりとした対応が求められることとなりました。

さらに12月からは、従来の紙の健康保険証が廃止され、マイナンバー保険証が主流となりつつあります。今までオンライン資格確認や顔認証付きカードリーダー導入、またスタッフのトレーニング等の準備を進めて来たかと思われませんが、これによりマイナンバーカードの利用率が向上し、医療機関や薬局での手続きがスムーズになり、個人情報の管理の強化が期待されています。

昨年は医療機関においてさまざまな変化があった年だったのではないのでしょうか。しかしながら現在、医療業界では医療費の高騰や人材不足が大きな課題となっております。その対応策としてICTの活用や労働環境の改善などが必要となってきます。そのためこれからも医療関係者の皆様には制度の改正によりさまざまな対応が求められることと思います。

私たち医業専門部は医業経営コンサルタントの有資格者が中心となり、医療経営をされる先生方のお力になれるよう活動しております。担当者の顧問先様は主に病院、クリニック、歯医者、薬局となっております。医業の税務会計業務には特有のものが 있습니다。その中で適正な会計データの作成・税務申告はもちろん、開業から事業継承までの包括的な手続き等のサポートを致しております。

医業専門部では医者であると同時に経営者である先生方の良き相談相手となれるよう専門部のメンバーで連携を取り合い、情報共有し問題点の解決とスキルアップに努めております。

飲食専門部

逆境を乗り越え成長と発展へ

昨今の急速な物価上昇、賃金上昇圧力と人手不足は、飲食店の存続に大きな脅威となっております。小規模経営の居酒屋とラーメン店を中心に倒産件数が増加しております。原材料高、繁華街立地の高額な地代家賃と人件費高騰による上昇した固定費を、伸び悩む売上高で回収できなくなったことが主要因であると推察されます。

現状の脅威を排除することは難しいので、現状に即した経営を行わなければなりません。

飲食専門部では、日々多くの飲食店様とお仕事をさせて頂き、飲食店様の会計と向き合っております。今後の経営ビジョンつまり、「うちの店はどうしていったら良いか、どうしていくべきか。」を一緒に考えて参りましょう。経営者によって商才、専門技術及び経営センスは様々です。しかし、確保しなければならない所得ははっきりしているはずで。また、「役員報酬100万円取りたい。」などの目標もあるかと存じます。

矢継ぎ早に発信されて実行に移されてしまう経済政策の中、閉塞感を強く感じてしまう毎日ですが、明確な目標を立て、実現可能な行動計画を策定し、実行していきましょう。

飲食専門部では、飲食店様のお役に立つべく3ヶ月に一度「さくらインフォ・デリ」というメールマガジンを配信しています。こちら是非ご参考になさってください。

今後とも飲食専門部を宜しくお願い致します。



新事務所紹介



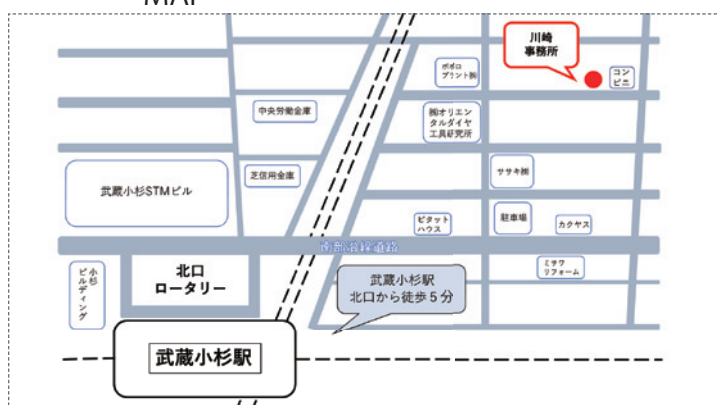
川崎事務所

令和6年1月より五味会計事務所から「川崎事務所」として東京さくら会計事務所の一員となりました。スタッフは所長を含め3名となります。

当事務所は、都市開発が進み、タワーマンションが立ち並ぶ武蔵小杉エリアの中で、武蔵小杉駅より徒歩5分ほどの場所にある、いまだ昭和風情漂うビルの2階に所在しております。

お近くにお越しの際は、ぜひ、お立ち寄りくださいませ。

MAP



浦安事務所

都心に最も近い都外・浦安よりご挨拶させていただきます。

永らくご愛顧を賜りました税理士桐生孫治事務所は昨年4月1日より税理士法人東京さくら会計事務所一浦安事務所となりました。従前よりお世話になっているお客様におかれましてはご安心して今までと変わらぬお付き合いをお願いいたします。

総勢4名と少人数ではありますが、山椒のようにピリリとした事務所を目指して努力してゆく所存でございますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

ディズニーリゾートへお出かけの際は様子を見に寄ってみてください。（実は以外と遠い）

MAP





事務所だよりコーナー



❖ 研修旅行

昨年10月に研修旅行が実施されました。

舞浜アンフィシアターで劇団四季のミュージカル美女と野獣を観劇し、その後ホテルオークラ東京ベイで懇親会を行い、普段はなかなか取れない事務所間の交流を楽しみました。



編集後記



昨年は1月1日に能登半島地震が発生し、翌日には羽田空港でその支援に向かう海保機と日航機との衝突事故が起きてしまうという痛ましいニュースで始まりました。

その一方で、パリオリンピックでは国外開催最多の金メダル20個、パラリンピックでは東京大会を超える金メダル14個を獲得したり、メジャーリーグでは大谷翔平選手がメジャーリーグ史上初の50-50を達成するなどの活躍で2年連続3度目のMVPに輝くという明るいニュースもありました。

また身近なところでは11月の衆議院選挙で自民党が少数与党になり、所得税の103万円の壁が見直され基礎控除の拡大幅が焦点になっています。

今年も経営理念に基づき当事務所は努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

❖ ゴルフコンペ

昨年11月22日(金)、当事務所ゴルフ大会が開催されました。

今回は名門クラブである小金井カントリー倶楽部で開催させていただき、73名ものお客様にご参加いただきました。心地よい秋晴れの中でのプレーは、非常に爽快で楽しいものになりました。

本年も開催する予定ですので、ぜひ奮ってご参加いただければ幸いです。

第14回東京さくら会計事務所ゴルフ大会

小金井カントリー倶楽部

参加人数 73名

優勝 君島 寛 様

ベスト 日向 孝行 様



顧問先様各位へのお知らせ

東京さくら会計事務所の適格請求書
発行事業者番号は下記のとおりです

T 1010005012740



税理士法人

東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-7
花蝶ビル2階

TEL 03-5148-1050

FAX 03-5148-1051

印 刷 株式会社 税 経